

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第52期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社中村超硬

【英訳名】 NAKAMURA CHOUKOU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 誠

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤井 秀亮

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤井 秀亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第3四半期 連結累計期間	第52期 第3四半期 連結累計期間	第51期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	2,351,317	2,888,450	3,806,061
経常利益又は経常損失() (千円)	15,469	246,735	181,969
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	60,285	122,161	7,517
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	68,330	130,335	6,164
純資産額 (千円)	453,485	983,062	515,312
総資産額 (千円)	5,814,457	5,895,637	6,021,471
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	6.02	11.49	0.75
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	7.5	16.4	8.3

回次	第51期 第3四半期 連結会計期間	第52期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	9.31	6.41

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 第51期及び第52期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、「ダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡に関するリスク」について、江蘇三超社と新たな検収条件の合意を目指し協議を続けておりましたが、同社より2021年11月17日付で当社の契約義務の履行がなされなかったとして、シンガポール国際仲裁センター（以下、SIAC）に対し、本契約を解除するとともに損害賠償を請求する仲裁の申し立てが行われました。当社としては、本契約に関する契約義務の履行は完了しており、同社の主張する契約解除事由には該当しないと考えているため、同年12月1日付で同社に対し残対価の支払いを求める反訴を行っております。これにより、2022年3月期に見込んでいた残設備の引渡し等及びそれらに係る収益額1,400百万円（売上高650百万円、特別利益750百万円）については当期に計上できる見通しが立たなくなったことから、リスクが顕在化しております。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループが2019年3月期より継続して取り組んでいる構造改革は未だ完了しておらず、また、金融機関に対する借入金の返済方法の変更を主な内容とした条件変更の合意は2022年3月までとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、当第3四半期連結累計期間においては、2021年3月期に引き続き、営業利益及び経常利益において黒字となるなど、これまで実施した構造改革の成果は表れており、資金面における当面の不安は解消されていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社グループとしては、当該事象または状況を解消すべく、既存事業について収益力の強化を図るとともに、新規事業として取り組んでいるナノサイズゼオライトの事業化を目指してまいります。また、金融機関に対しては、長期的な借入契約の締結を目指して取り組んでまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着きを見せ、緊急事態宣言が解除された事により、实体经济の回復に期待が持てる一方、新たな感染株による感染症再拡大の懸念に加え、世界的な半導体や部品・原材料の供給不足の影響などもあり、先行き不透明な状況が継続しております。また、海外経済についても同様に、新型コロナウイルス感染症の再流行や世界的な半導体不足などの影響を受け、経済活動の回復に対し、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下、当社グループは、特殊精密機器事業の耐摩工具関連分野においては、世界的な半導体不足の影響を受け厳しい受注環境となったものの、電子部品産業向け実装機用ノズルの売上は好調に推移いたしました。また、化学繊維用紡糸ノズル事業においては、不織布製造装置や不織布関連ノズル等の売上が引き続き好調に推移いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は2,888百万円（前年同期比22.8%増）、営業利益は239百万円（前年同期は14百万円の営業損失）、経常利益は246百万円（前年同期は15百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は122百万円（前年同期は60百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間において、マテリアルサイエンス事業で進めているナノサイズゼオライトのパイロットプラントに係る減損損失として271百万円を計上しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

特殊精密機器事業

特殊精密機器事業においては、耐摩工具関連分野については世界的な半導体不足の影響を受け厳しい受注環境となったものの、電子部品産業向け実装機用ノズルの売上は好調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は708百万円（前年同期比26.0%増）、セグメント利益は106百万円（前年同期比281.1%増）となりました。

化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業においては、前期から継続するマスク需要の高まりによる不織布製造装置や不織布関連ノズル等の売上が引き続き好調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は2,150百万円（前年同期比20.7%増）、セグメント利益は545百万円（前年同期比65.5%増）となりました。

電子材料スライス周辺事業

電子材料スライス周辺事業においては、半導体向けダイヤモンドワイヤは顧客に対し量産採用に向けたサンプル提供を継続しており、また、新型ダイヤモンドワイヤ製造装置の販売についても、複数の企業と交渉を行っておりますが成約には至っておりません。

これらの結果、売上高は17百万円（前年同期比762.5%増）、セグメント損失は317百万円（前年同期は282百万円のセグメント損失）となりました。

なお、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡等の案件については、2021年11月17日付で同社よりSIACに対し仲裁の申し立てが行われ、当社としても同年12月1日付で同社に対し残対価の支払いを求める反訴を行っております。今後、SIACでの仲裁において当社の正当性を主張してまいります。

マテリアルサイエンス事業

新規事業として取り組んでいるナノサイズゼオライトについて、一部顧客において開発ステージから事業化ステージに移行しているものの、サンプルワークが中心となり、売上高はサンプル提供等に係る少額に留まりました。

これらの結果、売上高は11百万円（前年同期比117.2%増）、セグメント損失は120百万円（前年同期は118百万円のセグメント損失）となりました。

なお、同事業において進めているパイロットプラントの設置については、当初計画通り2022年3月中の完了を予定しております。

(2) 財政状態の分析

資産

第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用したこと等により契約資産が128百万円増加し、受取手形及び売掛金が131百万円減少しております。また、現金及び預金が67百万円増加したものの、仕掛品が171百万円減少したこと等により、総資産は前連結会計年度末に比べ125百万円減少し5,895百万円となりました。

負債

第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用したこと等により契約負債が620百万円増加し、前受金が683百万円減少しております。また、支払手形及び買掛金が314百万円減少、短期借入金が48百万円減少、1年内返済予定の長期借入金が246百万円減少したこと等により、負債は前連結会計年度末に比べ593百万円減少し4,912百万円となりました。

純資産

資本金、資本剰余金がそれぞれ299百万円増加したこと等により、純資産は前連結会計年度末に比べ467百万円増加し983百万円となりました。

この結果、自己資本比率は16.4%（前連結会計年度末は8.3%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は165百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,020,900	11,020,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	11,020,900	11,020,900		

(注) 提出日現在発行数には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日	-	11,020,900	-	349,042	-	299,042

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,017,100	110,171	権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 3,800		
発行済株式総数	11,020,900		
総株主の議決権		110,171	

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新月有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,027,521	3,095,033
受取手形及び売掛金	680,619	548,899
契約資産	-	128,995
商品及び製品	100,251	167,628
仕掛品	524,364	353,020
原材料及び貯蔵品	150,618	157,514
その他	277,051	199,949
流動資産合計	4,760,427	4,651,041
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	281,386	304,241
機械装置及び運搬具（純額）	260,252	228,192
土地	619,732	619,732
その他（純額）	52,871	47,605
有形固定資産合計	1,214,243	1,199,771
無形固定資産	9,712	10,137
投資その他の資産		
投資その他の資産	71,011	68,610
貸倒引当金	33,923	33,923
投資その他の資産合計	37,087	34,687
固定資産合計	1,261,043	1,244,596
資産合計	6,021,471	5,895,637

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	625,158	310,307
前受金	869,918	186,666
契約負債	-	620,007
短期借入金	196,731	148,651
1年内返済予定の長期借入金	1,082,849	836,385
リース債務	29,063	23,957
未払法人税等	91,731	6,318
賞与引当金	68,540	25,831
受注損失引当金	3,154	4,518
その他	190,450	392,853
流動負債合計	3,157,598	2,555,499
固定負債		
長期借入金	1,778,606	1,778,606
リース債務	46,645	35,280
退職給付に係る負債	210,045	221,804
資産除去債務	49,619	50,230
その他	263,642	271,153
固定負債合計	2,348,560	2,357,075
負債合計	5,506,158	4,912,574
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	349,042
資本剰余金	-	299,042
利益剰余金	452,782	330,620
株主資本合計	502,782	978,705
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	200	587
繰延ヘッジ損益	570	1,402
為替換算調整勘定	860	7,815
その他の包括利益累計額合計	1,631	9,805
新株予約権	14,161	14,161
非支配株主持分	-	-
純資産合計	515,312	983,062
負債純資産合計	6,021,471	5,895,637

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	2,351,317	2,888,450
売上原価	1,611,606	1,967,170
売上総利益	739,710	921,279
販売費及び一般管理費	753,726	681,355
営業利益又は営業損失()	14,016	239,923
営業外収益		
受取利息	197	391
受取配当金	81	88
受取補償金	4,461	-
助成金収入	1,962	7,975
為替差益	6,652	19,939
その他	3,172	2,369
営業外収益合計	16,528	30,764
営業外費用		
支払利息	15,098	14,130
株式交付費	69	7,279
その他	2,813	2,542
営業外費用合計	17,981	23,952
経常利益又は経常損失()	15,469	246,735
特別利益		
固定資産売却益	904	103
新株予約権戻入益	1,356	-
違約金収入	153,464	-
特別利益合計	155,726	103
特別損失		
固定資産売却損	134,827	10,100
固定資産除却損	67	624
減損損失	18,036	286,694
訴訟関連費用	-	11,441
特別損失合計	152,931	308,861
税金等調整前四半期純損失()	12,674	62,022
法人税、住民税及び事業税	56,428	50,214
法人税等調整額	8,817	9,925
法人税等合計	47,611	60,139
四半期純損失()	60,285	122,161
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失()	60,285	122,161

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純損失()	60,285	122,161
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	86	386
繰延ヘッジ損益	112	832
為替換算調整勘定	8,018	6,955
その他の包括利益合計	8,044	8,173
四半期包括利益	68,330	130,335
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	68,330	130,335
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

有償受給取引については、従来は有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」の一部は、第1四半期連結会計期間より「契約資産」に、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部は、「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社である日本ノズル株式会社の新工場・事務所棟の建設を決議いたしました。本決議に伴い取壊し予定の建物等について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。これにより従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は4,169千円減少し、税金等調整前四半期純損失は、4,169千円増加しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルスの感染拡大が、当第3四半期連結累計期間において会計上の見積りに与えている影響については、前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した内容より重要な変更はありません。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

当社は、第1四半期連結会計期間中に資本金が1億円超となり、法人事業税の外形標準課税が適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2021年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消すると見込まれる一時差異等について34.6%から30.6%に変更しております。

この税率変更による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	減損損失(千円)
特殊精密機器事業用資産	大阪府堺市	機械装置及び運搬具 工具器具備品	14,393 609
		小計	15,003
電子材料スライス周辺 事業用資産	大阪府和泉市	建物及び構築物	452
		小計	452
マテリアルサイエンス 事業用資産	大阪府堺市	機械装置及び運搬具	1,779
		小計	1,779
共用資産	大阪府堺市	工具器具備品 ソフトウェア	497 302
		小計	800
		合計	18,036

資産のグルーピング方法

当社グループは損益管理を合理的に行える事業単位をグルーピングの基礎としており、遊休資産は個別に判定しております。

減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることにより、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18,036千円を減損損失として特別損失に計上しました。

回収可能価額の算定方法等

当該資産の回収可能価額は、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、備忘価額1円として評価しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	減損損失(千円)
特殊精密機器事業用資産	大阪府堺市	機械装置及び運搬具 工具器具備品	6,638 558
		小計	7,197
電子材料スライス周辺 事業用資産	大阪府和泉市	建物及び構築物	1,769
		小計	1,769
マテリアルサイエンス 事業用資産	大阪府和泉市	建設仮勘定	272,695
		小計	272,695
共用資産	大阪府堺市	工具器具備品	5,031
		小計	5,031
		合計	286,694

資産のグルーピング方法

当社グループは損益管理を合理的に行える事業単位をグルーピングの基礎としており、遊休資産は個別に判定しております。

減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることにより、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額286,694千円を減損損失として特別損失に計上しました。

回収可能価額の算定方法等

当該資産の回収可能価額は、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、備忘価額1円として評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	63,250千円	73,139千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年6月19日に開催された当社第50回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を決議し、2020年8月1日付でその効力が発生しており、資本金5,203,500千円、資本準備金3,951,625千円を減少し、この減少額全額をその他資本剰余金に振り替えました。

また、当該資本金及び資本準備金の額の減少により生じたその他資本剰余金9,155,126千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金50,000千円、利益剰余金384,979千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の権利行使による新株発行により発行済株式数が1,000,000株増加し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ299,042千円増加しております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が349,042千円、資本剰余金が299,042千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	電子材料 スライス 周辺事業	マテリアル サイエンス 事業	計	調整額 (注)1 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高							
外部顧客への売上高	562,322	1,781,660	2,085	5,248	2,351,317	-	2,351,317
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,300	-	-	-	3,300	3,300	-
計	565,623	1,781,660	2,085	5,248	2,354,618	3,300	2,351,317
セグメント利益 又は損失()	27,973	329,634	282,821	118,201	43,413	29,397	14,016

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間の取引の消去によるものであり、これは主としてグループ間の売上取引及び業務委託取引の消去によるものであります。

2 調整額の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位：千円)

	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	電子材料 スライス 周辺事業	マテリアル サイエンス 事業	計	調整額 (注)1	合計額
減損損失	15,003	-	452	1,779	17,236	800	18,036

(注) 1 調整額の金額は、すべて共用資産に係る金額であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	電子材料 スライス 周辺事業	マテリアル サイエンス 事業	計	調整額 (注)1 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高							
外部顧客への売上高	708,323	2,150,737	17,990	11,399	2,888,450	-	2,888,450
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,094	-	-	-	8,094	8,094	-
計	716,418	2,150,737	17,990	11,399	2,896,544	8,094	2,888,450
セグメント利益 又は損失()	106,612	545,641	317,126	120,491	214,635	25,287	239,923

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間の取引の消去によるものであり、これは主としてグループ間の売上取引及び業務委託取引の消去によるものであります。

2 調整額の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位：千円)

	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	電子材料 スライス 周辺事業	マテリアル サイエンス 事業	計	調整額 (注)1	合計額
減損損失	7,197	-	1,769	272,695	281,663	5,031	286,694

(注) 1 調整額の金額は、すべて共用資産に係る金額であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更による当第3四半期連結累計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	電子材料 スライス 周辺事業	マテリアル サイエンス 事業	計		
主たる地域市場							
日本	692,562	1,099,284	17,990	11,389	1,821,226	-	1,821,226
中国	11,465	739,224	-	-	750,689	-	750,689
アジア (中国除く)	4,295	224,651	-	10	228,957	-	228,957
ヨーロッパ	-	62,961	-	-	62,961	-	62,961
その他	-	24,615	-	-	24,615	-	24,615
顧客との契約 から生じる収益	708,323	2,150,737	17,990	11,399	2,888,450	-	2,888,450
外部顧客への 売上高	708,323	2,150,737	17,990	11,399	2,888,450	-	2,888,450
収益認識の時期							
一時点で移転 される財	708,323	1,706,957	17,990	11,399	2,444,669	-	2,444,669
一定の期間に わたり移転さ れる財	-	443,780	-	-	443,780	-	443,780
顧客との契約 から生じる収益	708,323	2,150,737	17,990	11,399	2,888,450	-	2,888,450
外部顧客への 売上高	708,323	2,150,737	17,990	11,399	2,888,450	-	2,888,450

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	6円02銭	11円49銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	60,285	122,161
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	60,285	122,161
普通株式の期中平均株式数(株)	10,020,900	10,632,754
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

中国の江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡案件について、同社より2021年11月17日付で当社の契約義務の履行がなされなかったとして、シンガポール国際仲裁センター(以下、SIAC)に対し、本契約を解除するとともに損害賠償を請求する仲裁の申し立てが行われました。当社としては、本契約に関する契約義務の履行は完了しており、同社の主張する契約解除事由には該当しないと考えているため、同年12月1日付で同社に対し残対価の支払いを求める反訴を行っております。今後、SIACでの仲裁において当社の正当性を主張してまいります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 光 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 川 雅 啓 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中村超硬の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。